

第49号議案

島根県営住宅条例の一部を改正する条例

島根県営住宅条例（昭和34年島根県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項中第8号を第9号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第2項に規定する犯罪被害者等のうち、知事が定める要件を備えているもの

別表中「仙道団地
山陵団地」を「仙道団地
川東団地」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。